

# 特別栽培農産物申請の認証手数料

<各認証手数料については別紙に記す>

- 特別栽培農産物申請の認証手数料(個別申請)
- 特別栽培農産物申請の認証手数料(団体申請)

## (1) 請求方法について

認証基本手数料は、検査員を派遣して実地検査を行なった後に、申請内容と検査にかかった実費をもとに算出して請求書をお送りします。請求書受領より 10 日程度を目途に、お支払いをお願いします。

## (2) 検査の変更・取り消しの場合の費用負担について

何らかの事情により予定していた検査が変更、中止となった場合には、その変更、中止に係る費用(キャンセル料、再手配に係る費用)をご請求します。予定していた検査を中止した場合には、検査予定日 3 週間前までの連絡の場合にはキャンセル料を 1 万 5 千円とします。検査予定日 1 週間前を過ぎた検査直前、又は検査途中での中止・変更の場合には、キャンセル料として認証基本手数料全額をご請求いたします。

予定していた検査が変更・中止になったことにより、宿泊予約、JR・船舶・航空機などの予約取消、予約変更の手数料等が生じた場合には、その実費をご請求いたします。

地震、台風など災害による交通の途絶や、交通機関の事故発生など、やむを得ず検査予定を変更する場合については、その事情に応じて費用を決定いたします。

## (3) 認証マークについて

当社では特別栽培農産物として認証を受けた農産物に貼付する独自の認証マーク(特別栽培農産物ということを伝えるシール)を用意しております。

特別栽培農産物の表示については、表示のルールが細かく定められていますので、お早めにご相談ください。

農場のご希望に応じて、特注での表示ラベル(農薬や化学肥料の節減割合を記載したもの)を作成できますが、ロット等で価格が変動致しますので、随時ご相談下さい。

当社では認証マークと表示ラベルが一体となったシール等各種デザインについても柔軟に対応致します。

尚、ご自分で認証マーク入り表示ラベルを作成する場合であっても、農産物の販売数によるロイヤリティはかかりません。その場合、表示内容が適切であるかを確認して、ご連絡頂きますようお願い致します。

#### (4) 同一の生産方法を採用するグループ申請（団体申請）の場合の割引について

複数の生産農家でグループを構成して、特別栽培農産物の生産を大規模に行っている場合、グループ申請をすることが出来ます。グループ申請の場合には、一農家あたりの認証料金が大幅に安くなります。

割引の適用される条件：地域で生産品目毎にグループを構成して、統一された管理の下で特別栽培農産物の生産及び出荷に取り組んでいること。合計申請面積 3ha 以上、農家戸数 2 軒以上であること、出荷場所を 1 ヶ所として、同一の表示のもと出荷する組織を有すること。

例 1：5 軒の農家でグループを構成して、120a の圃場 5 枚で合計 6ha の特別栽培圃場を申請する場合

- ① A:合計申請面積 3ha 以上 10ha 未満の認証基本手数料 5 万円
- ② B:10ha 未満の追加金額 5 軒×22,000=11 万円
- ③ A+B:合計金額 16 万円が認証基本手数料

もしも、グループを構成せずに、各農家が個別に申請・認証を行った場合には、各農家それぞれに 55,000 円ずつ、合計 275,000 円の認証基本手数料となります。

例 2：20 軒の農家で生産グループを構成して、2ha の圃場 20 枚、合計 40ha での特別栽培を申請する場合

- ① A:合計申請面積 50ha 未満の認証基本手数料 10 万円
- ② B:50ha 未満の追加金額 20 軒×14,000=280,000 円
- ③ A+B:合計金額 380,000 円が認証基本手数料

もしも、グループを構成せずに、20 件の農家が個別に申請・認定を行った場合には、各農家それぞれに 55,000 円ずつ、合計 110 万円の認証基本手数料となります。

栽培基準を統一して、特別栽培に取り組んでいる生産者グループの場合、書類や資料の確認業務を軽減できる場合があるので、個別の農家の検査・認証の場合よりも割安な料金を設定しています。

2024 年 5 月 1 日改正